

中野区教育委員会会議録 平成26年第16回定例会

○開会日 平成26年5月23日(金)

○場 所 中野区立新井小学校

○開 会 午前 10時00分

○閉 会 午後 3時20分

○出席委員

中野区教育委員会委員長	小 林 福太郎
中野区教育委員会委員	渡 邊 仁
中野区教育委員会委員	高 木 明 郎
中野区教育委員会委員	大 島 やよい
中野区教育委員会教育長	田 辺 裕 子

○出席した関係職員

教育委員会事務局次長	高 橋 信 一
副参事(子ども教育経営担当)	辻 本 将 紀
副参事(学校再編担当)	石 濱 良 行
副参事(学校教育担当)	伊 東 知 秀
指導室長	川 島 隆 宏
副参事(特別支援教育等連携担当)	黒 田 玲 子
副参事(就学前教育連携担当)	古 川 康 司
副参事(幼児施策調整担当)	濱 口 求
副参事(子ども教育施設担当)	伊 藤 正 秀
新井小学校校長	鈴 木 秀 治

○担当書記

子ども教育経営分野	片 岡 和 則
子ども教育経営分野	高 橋 綾 菜

○会議録署名委員

委員長

小 林 福太郎

委 員

渡 邊 仁

○傍聴者数 34人

○議事日程

[協議事項]

(1) 特別支援教育の現状と今後のあり方について（学校教育担当、指導室長）

[報告事項]

(1) 委員長、委員、教育長報告事項

[その他事案]

(1) 新井小学校訪問

中野区 教育委員会
第16回定例会
(平成26年5月23日)

午前10時00分開会

小林委員長

おはようございます。教育委員会第16回定例会を開会いたします。

本日の委員の出席状況は全員出席です。

本日の会議録署名員は渡邊委員にお願いいたします。

本日の議事日程はお手元に配付の議事日程表のとおりです。なお、本日は協議事項に関連しまして、新井小学校の鈴木校長先生に出席をいただいておりますので、よろしくお願ひいたします。

ここで傍聴の許可についてお諮りをいたします。教育委員会の会議における傍聴人の数について、中野教育委員会傍聴規則第3条により、20人以内と定められております。本日は傍聴を希望される方が多数お見えになっておりますので、同規則第3条ただし書の規定により、20人を超えて傍聴することを認めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

小林委員長

ご異議がありませんので、20人を超えて会議を傍聴することを認めることに決定いたしました。

さて、本日開催いたします地域での教育委員会は、中野区におきまして、開かれた教育行政を一層推進するために、区役所以外の場所に会場を移して開催をしているもので、本日で25回目の開催となります。会議の進行につきましては、通常のエ育委員会と同じように進めてまいりますけれども、本日の協議事項、「特別支援教育の現状と今後のあり方について」の協議の途中で、会議を一旦休憩し、協議テーマに関して、傍聴の方のご意見をいただく時間を設けたいと思います。その後、会議を再開し、いただいたご意見も参考にしながら、引き続き協議を深めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひをいたします。

また、本日の午後は、新井小学校の授業視察が予定されています。傍聴の方については、本日の報告事項の終了後にご退場となりますので、ご協力をお願いいたします。

それでは日程に入ります。

<協議事項>

小林委員長

「特別支援教育の現状と今後のあり方について」の協議を行います。

まず、指導室長から説明をお願いいたします。

指導室長

それでは、私のほうから「特別支援教育の現状と今後のあり方」ということで、正面のほうに簡単なパワーポイントをつくりましたので、それに基づいてご説明をしたいと思います。

きょうの説明の流れですが、まず初めに、交流及び共同学習についてということでお話をしたいと思います。特別支援教育という範囲は非常に広い、障害種別もさまざま多岐にわたっておりますので、きょうは特別支援教育の現状ということで、一つの側面として、交流及び共同学習にスポットを当ててお話を進めていきたいなと思います。

二つ目は、本新井小学校には、こだま学級という知的障害学級が併設をされていますので、後ほど鈴木校長先生から、実際どういうふうに関係を進めているかということについてお話をいただく。

3番目として、後半になりますが、今後の展開ということで、平成28年度から特別支援教室というものを進めていくという、今現在準備をしていますので、その点についてご説明をさせていただきたいと思います。

本題に入ります前に、中野区に、特別支援学級はどんなものがあるかということで、簡単にまとめておきました。一つ目が、固定学級と言われる知的障害学級。小学校6校、中学校3校ございます。それから通級になるのですが、弱視の学級が1校、それから難聴及び言語障害。「きこえとことば」というふうに一般的には言いますが、これも通級として1校。それから、最近、児童の数がふえてきている情緒障害等の学級ということで、通級で小学校3校、中学校2校。これはことしの5月現在の数字でございます。

交流及び共同学習についてということで、お手元にA3の少し大き目の資料が配付をされているかと思いますが、その右の上側に、それを簡単にまとめたものを載せておきました。この交流及び共同学習の意義ですが、我が国は共生社会の実現を目指していることを、さまざまな法律ですとか、国際的な条約の中でうたっています。そのためには、障害がある人と障害のない人が互いに理解をし合うことが必要だということです。では、具体的にどうするかというところで、画面の一番下になりますが、障害のある子どもたちと障害のない子どもたち、あるいは地域社会の人たちが触れ合い、ともに活動する機会を設けること。学校の中では、そういうような学習活動を意図的に設定することが必要だということになります。

交流及び共同学習の位置づけというところで、ちょっとかたい話になるのですが、学校

の教育活動は全て学習指導要領というものに基づいて行われています。総則にその規定があります。後半の部分になります。「また」以下になりますが、「小学校間、幼稚園や保育所、中学校及び特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児・児童・生徒との交流及び共同学習」の機会を設けることということで、これは小学校の学習指導要領なのですが、中学校、高等学校にも同様の記述がございます。こういうことにきちんと取り組んでいきなさいということが示されています。

では、「交流及び共同学習が目指すもの」というところで、二つの側面があります。先ほどお話しした交流だとか共同学習、子どもたちが一緒に活動することによって、一つは、豊かな人間性を育むことを一つの目的とする。これは交流の部分になります。もう一つは、共同学習の側面として、教科などの狙いを達成することも目的とします。こういう二つの側面で、最終的には矢印の下になりますが、障害のある子どもの自立と社会参加を促進する。もう一つは、さまざまな人々とともに助け合い、支え合って生きていくことを学ぶ機会とする。こういうことを目指す。最終的には、冒頭申し上げました共生社会の実現を目指すというところにつながってくるものになります。

「交流及び共同学習の事例」ということで、これは全国さまざまな学校で、その学校の状況に合わせた取り組みがされています。例えばということで、真ん中の四角に上げさせていただきましたが、例えば給食だとかお掃除を一緒に行うというような活動も考えられますし、また、図工ですとか音楽の時間など、作業的な活動をともに行うというようなことをやる学校もあります。また、先ほど教科の狙いというところの話が出ましたが、算数ですとか国語など、全てというのはなかなか難しい場合がありますので、単元を選んで授業に参加するというような取り組みもやります。中学校になりますが、部活動と一緒に参加するというような取り組みをしている学校もございます。いずれにしても、お子さんの状況、それから得意、不得意など、個に応じた対応が必要になってきます。

最終的には、そういう活動を通して、自信につながっていくということが自己肯定感につながるような、そんなことが必要であると考えられます。

この後、鈴木校長先生から、展開について、実施のポイントについては詳しくお話があると伺っていますので、簡単に私のほうから3点ほど触れさせていただきます。

実施のポイントとして、一つは関係者、通常級の担任、それから特別支援学級の担任が、きちんと共通理解をして進めていかななくてはいけない。どちらの子どもにとっても成長につながる、そういうものがきちんと入れられているということが必要だということが1点。

二つ目が、組織というものをきちんと位置づける必要があります。言葉は悪いのですが、思いつきですとか、そういうことで取り組むことではなくて、きちんとした指導計画を立てて、事前準備その他ということで、そういうことをやっていくためには、一定の組織が必要になってきますので、そういうことも必要になります。

3点目として、上との関連になります。事前、それから事後、子どもたちがその活動や交流を通して、どういうことを学んだのかということを中心に価値づけていく、また当然それに伴う評価をしていくことが必要になってくるかと思えます。

それではこの後、鈴木校長先生から、新井小学校こだま学級における交流及び共同学習の実際についてお話ししますが、先ほどお配りをしたプリントの右下のところに一つだけ補足をしたいので、ごらんいただけますでしょうか。

交流及び共同学習、きょうは小学校におけるものということでお話をしていますが、特別支援学校に通っているお子さんについても、交流及び共同学習というのがございます。復籍交流という言い方をしますが、地域の小中学校との間接的な交流ですとか、それから直接的な交流ということもありますので、これについてはまた機会がありましたら説明をする時間を設けさせていただきたいと思えますが、そういうものもあるということをご承知いただければと思えます。

それではマイクを鈴木校長先生にお渡ししたいと思います。

小林委員長

続きまして、新井小学校の鈴木校長先生から説明をお願いいたします。

新井小学校校長

皆さん、こんにちは。新井小の校長の鈴木です。これから説明させていただきます。座って説明させていただきます。

本校の規模ですけれども、全校で425人。通常の学級が13学級、特別支援学級、こだま学級が3学級あります。区内としては比較的大きいほうかなと思っています。こだま学級の児童数21人。私が本校に赴任してから7年目なのですが、21人という人数は非常に大所帯ということで、担任ともども一生懸命頑張っているところです。

実際にこだま学級の状況を説明したいと思います。担任が4人います。1組が担任が2名で、1年生と2年生が在籍しております。2組が、担任が1名で、3年、4年、5年。そして3組が担任1名で6年生が5人というところで構成しています。介助員が常時3名ということで行っています。

こだま学級は開級してからちょうど53年目になります。知的障害学級ということで、自閉症の子、学習遅滞、さまざまな子がいるのですけれども、この21人という中で、当初やはり子どもたちの生活自立、身辺自立というところを目当てにしているのがメインですけれども、その中で、本校のこだま学級で、交流及び共同学習にどう取り組んでいこうかということで、私、それから副校長、担任たちということで、一生懸命取り組んできているということを幾つかご紹介したいと思います。

先ほど指導室長のほうから、交流及び共同学習の定義という説明がありました。私のほうは、東京都の教育委員会の資料を参考に載せてあります。ほとんど同じですので、次をお願いできますか。

先ほどと同じように、相互の触れ合いを通して豊かな人間性を育むことを交流する側面。次が教科等の狙いを達成する共同学習。実際、学校の現場において、2番目の教科等の狙いを達成する共同学習に展開するところが、特別支援学級の中で非常に難しいかなというところですよ。

狙いとしては、両方の側面を一体的に捉えながら、誰もが相互に人格に個性を尊重し合える共生社会。先ほども説明がありましたけれども、そういうところを狙いとしているのですけれども、端的に言うと、いろいろと触れ合いながら、豊かな人間性を、ともに理解し合いながら、そして協力し合いながらということなのですよけれども、実際に教科の学習を通して、共同での学習を行っていくというところでは、個々の障害の度合いに合わせた取り組みも当然必要になってきます。それから、そのためには、担任が個々につけている個別指導計画に合わせて、学習の進度に合わせて、通常級の子たちとの教科の交流を、教科の共同学習というところで取り組んでいます。

東京都教育委員会でも、留意点というのを指摘しています。この1番目から6番目ですよけれども、やはり一番大事になってくるのは、1番目の、全教職員の共通理解、そして指導体制というところが基盤になっていきます。そして、赤で書いてあるところなのですよけれども、計画的、組織的、そして継続的な交流というところが大事になるのですけれども、無理なく、長続きする計画というところでやっていかないと、やはり子どもたちは、個々に障害を抱えているので、そのペースに合わせながら、そして通常の子たちにそこをどう理解させながらというところが非常にポイントになっていくかなと思います。

ちょっと見にくいのですけれども、これが本校の交流計画の本年度の案です。実は左上のところに、はっきり見えないかと思うのですが、こだま学級の子どもたちの交流学習を

通じて願っている行動ということが記されています。そこを要約すると、多くの友達とかかわって、コミュニケーション能力を育てたい。そして通常学級の子たちも含めて一緒に活動することで、集団のルールや生活、それから社会のマナーを学んでいってほしい。そして自分がやったことを、通常学級の子たちも含めて、励ましてもらったり、できたという喜びを得ながら、自己有用感を育てていきたいというところが、こだま学級としての狙いになっています。

では、通常の学級の子どもたちは何を狙いにするか。3点書いてあるのですけれども、やはり障害に対する理解を深めていく。それから、障害を持った子も含めて、できたことをともに喜んでいく。これはこだま学級の子たちも、同じ目的が含まれています。この辺のところでは学習やいろいろな活動を通して、自分たちでともに喜ぶということを体験していくということが、共生社会への一つの道筋になっていくのではないかとということで、本校はそういうふうにつまえています。

それから、障害を持っている子たちの不便さを克服していく様子を見ながら、自分の生き方というところを通常学級の子たちも見つめ直して、社会のさまざまな障害に対して関心を持ってほしい。そのような目的があります。ですから、このように交流及び共同学習というところで、ただ、障害の理解教育だけではなく、ともに学んで身につけていくというところが、交流及び共同学習の狙いではないかなと思います。そこに迫って、本校のこだま学級と通常の学級のほうで交流を深めています。

この一覧表なのですけれども、通常学級の担任たちがどうかかわっていくか、こだま学級の担任たちがどういうふうにかかわっていくかということが細かく計画が記されていますので、一応これを年間の計画として取り組んでいます。全て、交流及び共同学習を、こだま学級の担任だけではなく、通常の学級の担任たちが、この一覧表に埋めていきます。この中で、自分の学級はこだま学級とここで給食の交流があるところを、ことしC4 t hというパソコンのソフトを入れてもらって、これをもとに担任たちが、各学年で埋めていって、ある程度の予定を組みながら、絶えず交流をどういうふうにかかわっていくかということで確認し合っていきます。

ちょっと写真を紹介します。この子たち21人、そして担任が4人、介助員が3人ということになっています。

実際の活動の場面です。こだまで遊ぶ会。これは1年生との交流です。1年生に障害の理解をさせるというのは非常に難しいことです。それで毎月、うちは意見発表会というの

を各学級がやるのですけれども、こだま学級も当然やります。なかなか言葉が出てこない、なかなか聞き取れない。そのときに1年生というのは、素直に笑ってしまうのです。何なのだと。でも、そこを無理やり理解させていこうというのが非常に厳しい。でも、その子たちは、学年を重ねていくうちに、障害の理解をしていくのです。1年生は、では6年間まで待とうというのではなく、とにかくこだま学級という学級が新井小にあるのだよというところで、1年生を、1組、2組、別々の日を設けて、こだま学級で遊ぶ機会を設けています。実はきょうの5時間目にそれを、1年2組とこだま学級が授業で展開していきます。今日のために企画したのではなくて、前もって予定が入っていました。

それから、うまく生かせば、幼稚園、保育園と一緒にこだま学級の子たちと活動していた子もいるので、そういうところも含めながら、友達なのだというところで、こういう場面で、深めていく機会も生かしているような現状です。

これは3年生の交流で、お招き交流給食です。実は昨年度、3年生はこだま学級に誰もいなかったのです。ほかの学年と交流給食をやっているのですけれども、3年生だけポツと抜けたら、これはまずいということで、では、3年生の子たちがグループごとに、こだま学級に来て給食を食べようということで、一つのグループが年間2回来ていました。こだまの子たちもグループでクイズを出し合ったり、自己紹介をしたりということで行っています。

これは総合的な学習の時間の中で、4年生の学習の取り組みです。日本の伝統芸能ということで、和太鼓の発表を毎年やっているのですけれども、4年生で年間8時間ぐらいの位置づけの中で、一緒に指導者とともに練習をして、学校公開のときに保護者に披露したりというような発表会を設けたりしています。

本校の特色として、鼓笛のパレードがあるのです。これは地域と一体になってやっているのですけれども、こだま学級の子たちの中には、なかなか楽器の操作ができない。特にリコーダーがなかなか吹けない。それから打楽器、鍵盤ハーモニカ、そこをできないままに参加するというのはいけない。そこでできる部分のところを吹いてもらおう、それからできるところをしっかりと演奏してもらおうというところで、実は6年生になった段階で、週に一度、通常学級の6年生と、音楽の授業を一緒に行っています。その中で、できないところは専科と担任だけではなく、子どもたち同士で教え合ったりという、そういうようなところで学習の展開をしています。こういうところも一つの共同学習というところに、通常の子たちも、こだま学級の子たちも、運動会の鼓笛の発表、それから11月の鼓笛のパ

レードという、一つの目当てに向かって行っていく。その後の達成感というものをお互いに実感できるというところで、うちの学校としては、これが非常に、交流及び共同学習というところの一つの成果につながっているのではないかと考えています。

次、これは交流学习、もうことしの6年生が既に交流学习を行っているのですけれども、こだま学級は大体週に1回から2回、交流給食で出向いています。私もほとんど毎日こだま学級の給食には行くのですけれども、きょうは少ないなという、ほかの教室に行っているというのが現状です。ですから、こだまの学級の子たちもそうですし、通常の学級の子どもたちも、給食の中で一緒に交流していくというところはもう当然のことのように考えています。

ふだんの学習の中で、体育、それから先ほど音楽も言いましたけれども、そこで実際に4年生、2人の子が、通常学級の子と一緒に体育の学習に参加しています。それから、できれば、これから徐々に、算数の少人数の中で、非常に計算力が高い子もいるので、そういうところで一緒に学習をさせていくというところもこれから予定しています。

一応この取り組みの中で、本校としての昨年度の成果です。児童がどれも楽しんで取り組めた。交流委員会というものを校内の校務分掌の中に位置づけています。特別支援の担任と学年主任が主に入っているのですけれども、これが大分定着してきている。そして、当然、交流の充実も図れている。そして通常の学級担任の理解も非常に向上してきているというのはたしかです。

ただし課題があるのですけれども、この交流委員会という今までなかった分掌の中で、その時間の確保というのは非常に難しいかなと。実は今、第2土曜日の3時間目が終わった後の45分間で無理やり入れて、交流委員会、特別委員会を埋め込んでいます。子どもが帰った後も教員たちは勤務時間ですので、そういうような形で今は割り込ませています。

それから交流に行くと、やはり手薄になるところがあるので、交流児童と学級に残る子たちがいるので、そこでの人的な支援があれば非常にいいのかなというところが、ちょっとぜいたくな悩みかもしれないのですけれども、こういうところも課題と言えば課題かなというところではあります。

最後に、今後に向けてなのでございますけれども、特別支援学級を設置していない学校があります。その学校との、どういうふうアプローチをして、特別支援学級を設置していない学校の子たちの交流及び共同学習というところも、設置校としても考えなくてはいけない、それから設置していない学校も考えていかななくてはならない。こういう大きな課題も、区

だけではないのですけれども、都なり国なりの課題があるのかなと。

それから、保護者の理解というところで、実は子どもの姿を見てもらえれば当然わかるはずですと、私は非常に無責任な言い方をしているのですけれども、やはり学校評価のアンケートの中で、項目の中で、学校は特別支援に関する講演なり説明会をしていますかということなのですけれども、あえてしていないのですけれども、私は、子どもの姿を見てもらえれば、絶対に理解してもらえるかなというところなので、何かそういう形で理解してもらえる面が出てくればなと思います。

それからあと、せっかく子どもたちが、通常学級の子たちと、こだま学級の子たちが、共同学習をやっていく中で、これから社会貢献というところに結びつけていかななくてはいいのかなと。実はきょうも、うちはエコ活動というのがあるのでのですけれども、3年生が新井薬師の公園の落ち葉をはいたり、それも当然、通常学級の子たちと、こだま学級の3年生と一緒に活動しています。そういうところから、社会貢献につながっていくとか、そういうような形で、やはり指導する側が、どういうところにつながっていくところを、組織として整理していかないとまずいのかなというところでは。

以上で私のほうからは、ちょっと時間が過ぎたかもしれないのですけれども、説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

小林委員長

どうもありがとうございます。

それでは続きまして、学校教育担当のほうからご説明をお願いいたします。

副参事（学校教育担当）

それでは私のほうからは、特別支援教育の今後のあり方ということで、きょうはA4、2ページの資料をお配りしてございます。特にこれまで、知的障害のお子さんのお話でございましたけれども、これからは、今ふえてきてございます発達障害のあるお子さんへの取り組みについてご説明をしたいと思っております。きょうは参考までにカラー刷りのリーフレットをお配りしてございます。こちらについては特にご説明はしませんが、後ほど資料説明の中で参照をしていただく部分もありますので、よろしく申し上げます。こちらのリーフレットですけれども、一昨年度作成しましたので、一番最後のページ、特別支援学級の設置について若干変更がございますので、ご了承願いたいと思っております。

それではA4、2ページの資料をごらんいただければと思います。「特別支援教育の今後のあり方について」ということで、先ほど言いましたように、特に発達障害のあるお子さ

んへの取り組みということでございます。中野区の教育委員会では、東京都の特別支援教育の第三次実施計画がございまして、それを踏まえまして、平成24年1月に、「中野区立小中学校における特別支援教育推進のための方針」を取りまとめまして、より特別支援教育を充実させていくための方策の一つとしまして、特別支援教室と巡回指導、こういったものを展開するというものでございます。

これは発達障害のある児童に対する、よりきめ細やかな指導ですとか、後ほどご説明しますけれども、巡回指導員と在籍学級の担任の先生との緊密な連携、加えまして、現在、特別支援学級、情緒障害の通級指導学級でございますけれども、こちらに通っておられるお子さん、保護者の負担軽減といったものを図るために、今後、平成28年度を予定してございますけれども、区内の小学校全校に、特別支援教室を設置しまして、現在は子どもさんが特別支援学級に通ってくる。それを逆の発想で、先生がお子さんの在籍校に出向いて指導を行うという巡回指導といったものを開始する予定でございます。

それではまず、発達障害のあるお子さんについての現状でございますけれども、特別支援学級（情緒障害等）につきましては、現在小学校、区内3か所ございます。塔山小学校、上高田小学校、若宮小学校でございます。在籍児童数の推移でございますけれども、過去3年間をごらんいただければと思いますけれども、年々、こちらの児童数もふえてきているという状況でございます。そういった状況でございまして、下のところでございますけれども、来年度、区の南部の地域に、中野本郷小学校に特別支援学級を開設するというような計画を立てているということでございます。

続きまして(2)「巡回相談実施回数の推移」でございます。巡回指導と巡回相談という言葉が出てきまして、紛らわしいところでございますけれども、巡回相談について若干ご説明します。お配りしましたリーフレットを開いていただきまして、右側のページ、黄色い枠、上から二つ目のところがございます。巡回相談の実施ということで、臨床心理士という心理の専門家が、巡回相談員として定期的に区立の幼稚園、小・中学校を巡回しまして、支援を必要とする児童、生徒を、授業等を観察した上で、先ほども鈴木校長先生のほうからお話が出たと思うのですけれども、個別の指導計画を学校で作成するための助言を行うというところでございます。

巡回相談については、通常の学級に在籍しております発達障害があると思われる児童さんをメインの対象として行っているというものでございます。それではまた資料に戻っていただきます。

巡回相談の実施回数も年々ふえてきてございまして、特に小学校をごらんいただければと思いますけれども、平成23年度以降かなりふえているというような状況で、冒頭ご説明したように、発達障害のあるお子さんについては年々ふえてきているという状況がまずございます。

2番目、巡回指導の基本的な考え方でございます。現在、先ほど説明しましたように、区内に設置しております小学校は3校でございますけれども、お子さんがご自分の在籍校から特別支援学級に通っているというのが現在。それを平成28年度以降は、先生がお子さんの在籍校を巡回して指導を行うと。こういった基本的な考え方をとってございます。

イメージでございますけれども、資料1ということで、最後のページをごらんいただきたいと思います。もう少し具体的なイメージを図にさせていただきました。左側が現在で、右側が平成28年度以降でございます。現在は、学校のマークが三つありますけれども、上のところは通級指導学級、特別支援学級でございますけれども、例えば、この地域ですと上高田小学校としまして、下の二つの学校が、例えば新井小学校、もう一つは江原小学校と想定させていただきます。そうしますと、例えば下から上の矢印です。これはお子さんの動きでございますけれども、週に、現在は一日もしくは二日、それぞれの在籍校から通級の指導学級に通って、そこで指導を受けているというような形が現在でございます。

それを平成28年度以降につきましては、各学校に特別支援教室というものを設置しまして、今度は実線の矢印でございますけれども、上の学校から下向きの矢印を見ていただきたいと思うのですけれども、上の学校に先生がいらっしゃるしまして、そこからそれぞれ在籍校、例えば新井小学校ですとか、江原小学校へ先生が来る。そこで、在籍校で指導を行うというような場合です。場合によっては、後ほど説明しますけれども、お子さんが拠点校ということで、人数が少し集まった中で指導を行うという場合も想定してございますけれども、基本的には、平成28年度以降は教員、先生がそれぞれ学校に出向いて、巡回して、指導を行うと。そういったものを平成28年度以降は展開していくというような考え方でございます。

それではまた資料に戻っていただきまして、2ページ目をごらんください。この考え方でございますけれども、平成28年度から巡回指導を行うために、現在、東京都では、モデル事業を実施してございます。東京都の構想の中での話でございます。中野区も、現在、東京都のモデル事業を行っていることに、基本的な事項については沿って進めていくと考えてございます。

(1)対象校でございます。先ほど言いましたように、区立の全小学校に特別支援教室を設置することを考えてございます。対象のお子さんにつきましては、発達障害等のお子さんということで、現在の特別支援学級（情緒障害等）に通っているお子さんと同様の児童を現在考えているところでございます。

続きまして、エリア制ということでございますけれども、先生が巡回するというところでございますけれども、現在、区内を幾つかのエリアに分けて、巡回指導医はエリア内で実施すると考えてございます。これは、例えば一つのエリアの学校数が多いと、エリアも広がりますので、先生方の移動時間がかかるということ。また逆に学校数が少ないと、小集団指導を行うためのお子さんが集まりにくいということがありますので、現段階では、中野区内を六つのエリアに分けて、大体3から5校を一つのエリアとして巡回指導を行うということを現在、考えてございます。

一つのエリアには、先ほどご説明しましたように、1校、拠点校を指定しまして、拠点校というのは、巡回指導を行う先生が配属される学校ということでございます。その拠点校から、それぞれお子さんの在籍校に巡回指導を行うというような内容でございます。

指導方法でございます。先ほどもちょっとご説明しましたけれども、拠点校では、ある程度お子さんが集まった中での集団指導、4、5人での指導。基本的には在籍校での個別指導、小集団、2、3人とか、マン・ツー・マンの指導を行うというようなことを考えてございます。

続きまして、大きな3番目でございます。巡回指導を始める場合ですとか、巡回指導を終了する場合の判定をするための流れでございます。これは現在検討中でございますので、今後変わる想定等もありますが、現在検討している中では、まず学校の部分を見ていただきたいと思うのですけれども、一番上のところ、担任ですね。まず一番最初、通常の学級の中で、担任の先生の気づき、気になるところを発見するということからスタートしまして、保護者との話し合いを行って、巡回指導を行うかどうか。そういったことの保護者の理解、そういった中で、場合によっては、上向きの矢印でございますけれども、先ほど言いました臨床心理士の巡回相談といったものも行って、巡回指導を行うかどうかを学校で検討していただくという流れでございます。

必要があった場合については、今度は下のところでございますけれども、教育委員会で、判定委員会というものを設立しまして、そのお子さんが巡回指導の対象になるかどうか。なった場合に、どういった指導方法が必要かということ判断して、結果として決定しま

したら、保護者の方ですとか、在籍校、拠点校に通知をするというような流れでございます。

以上のような巡回相談についてのシステム、枠組みを、現在検討しているところでございますので、あと残り1年半少しでございますけれども、教育委員会としても、さまざまに検討していきたいと現在考えています。

次のページをごらんいただきたいと思います。そういった中でモデル事業の実施ということで、平成28年度の本格実施に向けまして、今言ったシステムですとか、指導方法、そういったことの課題を検証するために、今年度の後半、10月からモデル事業を実施したいと考えてございます。実施場所は上高田小学校を拠点としまして、上高田小学校の通級指導学級に通っているお子さんを対象に、そこから在籍校、例えば新井小、江古田小、江原小学校に先生が出向いて、そこで指導を行うというモデル事業を実施するということを現在考えてございます。

最後、5番目でございます。こういった特別支援教育につきましては、一貫した支援の継続ということで、特別な支援が必要なお子さんにつきましては、下の図にあるとおり、就学前から教育ですとか福祉等の関係機関が連携をしまして、卒業、また将来にわたって、中野区ではすこやか福祉センターが中心となって、そういったお子さんの一貫した支援を行っているというような流れでございます。

簡単ではございますけれども、私からの説明は以上でございます。

小林委員長

ありがとうございました。

それでは、ここで各委員からのご質問、ご発言、ございましたらばお願いをしたいと思います。

大島委員

今、計画している巡回指導ということですが、まだ具体的イメージが私も、いま一つわからないのですが、そういう体制にすると、今やっている、児童たちが学校に通級してくるといふのと、先生が動くというのでは、指導の中身というのが充実するとか、濃くなるとか、あるいは児童の負担が減るとか、その辺の変化というのはどういうふうに想定しているのでしょうか。

副参事（学校教育担当）

指導の中身、内容につきましては、現在の通級指導学級で行っている指導に準ずるとい

うものでございますけれども、やはり今、お子さんが在籍校から特別支援学級の設置されている学校に、通級の場合は週に1から2回、通っているというところでございます、お子さんですとか保護者の通学のための負担が、今度はご自分のお子さんの在籍校で、通常の学級とは違う教室で指導を受けられるという中で、そういった負担がなくなるとか、あとは、通級の巡回の先生と在籍の担任の先生との連携といたしますか、そういったものが今以上に密接になるということで、よりきめ細やかなお子さんへの指導が可能になると考えてございます。

大島委員

そうしますと、児童の側からすると、今まで通級で指導していただいていた特別支援学級の先生と同じ先生が来てくださるのか、それとも、それはまた別の体制になるのかという質問が一つと、また先生の側から見て、今度は自分が出向くということになると、負担がふえるということになるのか。その辺、教えていただけますか。

指導室長

先ほど、伊東副参事のほうから説明がありましたように、エリアを六つに分けますので、現在は通級学級は3校ですので、もし通級に通っているお子さんが、そのまま在籍校で受けるという手段をとった場合には、当然数が合いませんので、違う先生による対応という形になるかと思っています。

先生の負担ですが、これは東京都のほうで制度改正を平成28年度から行うという形になっています。先ほど説明にありましたように、子どもが動くのではなくて、先生が動くという形のシステムで特別支援教育を実施していくということになっていますので、これはそういうシステムの中で対応していくしかないと考えています。

渡邊委員

私の聞き漏らしかもしれないので、もう一度教えていただきたいところがあるのですが、モデル事業の実施というのは資料を配られた、大きな数字4番のところに書かれているところを題材で確認させていただきたいと思うのですが、実施学校が上高田小。名前を直接読んだほうがわかりやすいと思ひまして。その上高田学級通級児童に対して、教員が、新井小、江古田小、江原小に出向くということで、きょうはここ、新井小ですので、新井小を例にさせていただくと、次のページの絵を見ますと、在籍校が新井小ということで、通級指導設置校が上高田小ということで、今までは新井小の子がそちらの上高田小に通級をしていたと。それに関して、その子を対象に、今度は上高田小から新井小

学校に教員が来ていただけるということになる。これについては間違いないですか。

副参事（学校教育担当）

委員のおっしゃるとおりでございまして、今まではお子さんが、例えば新井小学校から上高田小に、週に1、2回、通級していたというものでございますが、今度は上高田小の先生が、こちらの新井小学校に来て、児童に教えるというような形でございます。

渡邊委員

引き続きですけれども、ここで今、週1、2回、通級で上高田小に行かれていた児童が、このグラフを見ますと、通級の教員の動きと児童の動きが、今度は1本線から2本線になっておりますね。ということは、今まで週に1、2回受けていた通級の授業は、1回は教員が来て、1回は通級。それとも週1、2回の教員も週1、2回。要は今まで2回だった指導が4回の指導に変わるのかという点はいかがでしょうか。

副参事（学校教育担当）

先ほどもお話ししましたけれども、基本的には先生が在籍校に来るということでございますので、平成28年度以降のところの上から下向きの実線のところでございます。ただ、一つの学校ですと、対象のお子さんが例えば少ない場合、お子さんの状況によって、マン・ツー・マンの指導ですとか、小集団、2、3人の指導で、学校だけで人数が集まる場合は特別支援教室での指導だけで解決するのですけれども、例えばもう少し多い人数での、ソーシャルスキルの指導が必要な、例えば5、6人必要な場合に、一つの学校で5、6人集まらない場合は、今度は拠点校に集まってもらって、そこで集団指導を行うということもございまして。これはお子さんの状況ですとか、あとは学校でのそういったお子さんの人数の関係でございまして。ただ、あくまでも、今までとは発想が逆で、先生が各学校に来る。また場合によってはお子さんが拠点校に通うという場合も想定されるという内容でございまして。

渡邊委員

ありがとうございました。非常に、障害のある子どもたちということでも、この人たちということでも、障害の形によって、いろいろと多種多様であって、いろいろな形に対応するには、いろいろな方法をとっていかなければならないという形で、今回は情緒障害ということテーマにこれを進めていくということですので、こういうことをきっかけに、障害全体に対して見守っていける社会をつくられると。とても期待しておりますので、よろしく願いいたします。

小林委員長

ほかによろしいでしょうか。

これはモデル事業ということで10月からということですが、全都的に、もう既に先行してやっているところがあるかどうか、わかれば教えていただきたいと思います。

指導室長

東京都は先行して、東京都全部で四つの地域でモデル事業を実施しています。その中で出てきている課題ですとか、成果の部分もありますので、そういうことは私ども、情報入手できますので、それについてはそういうふうに対応できるようなことを、手を打っていきたいと思っています。

小林委員長

もしわかればその中での課題というのとは一番、どんなことが浮き彫りになっているのか、現時点でどうでしょうか。

指導室長

私が知っているのは二つあって、一つは、今度は先生が来てくれるということで、対象のお子さんの数が現状よりふえるのです。当然、保護者の理解がないとそれは実施できませんので、その中でどういうふうな時間、先ほどのご質問にもありましたけれども、教員の数は決まっていますので、その中でどういうパターンで実施していくかというところは、各地区いろいろな取り組みをしています。

もう一つは、これは教員側の問題になるのですが、現在の通級でいえば、複数の教員で子どもたちに対する指導をしています。今度、巡回をしていくとなると、場合によっては単独で行くという形になりますので、その指導者の力量と教育内容というのは当然影響しますので、その指導者の質を一定レベルまで上げていかなければいけないというのが課題であると考えております。

小林委員長

設備上の課題というのはどうでしょう。

指導室長

その辺については、私は情報を持っていないのですが、例えば先ほどのお話ですけれども、教室を一つ設けていくというのが原則になります。ただ、学校によっては、とても空き教室がないというような学校も、地域の場合には、本当に教育相談室の半分を借りてやるとか、それぞれいろいろな工夫をしているかと思いますが、先日、ある市の校長

先生からお話を伺ったのですが、もうそれは指導する側の熱意とかでどうにでもなると。なければならないで、限られた空間でどれだけの教育をするかというところが、指導者側の熱意だとお話をされていまして、それに基づいてやっていく必要があるかなと思います。

小林委員長

ありがとうございます。

では、ほかにございますでしょうか。

渡邊委員

ここの現状ということで、一番最初の資料に書いてあったのですけれども、もう一度わかりやすく、今回の通級のモデル事業の対象となる児童数というのは、今の時点で大体どれくらいになっているのかというのはわかるのでしょうか。

副参事（学校教育担当）

現在、上高田小学校の通級学級には、平成25年度の数字は27となっておりますが、今年度はもう少しふえておりまして、32名になってございます。その中で、上高田小学校の通級指導学級に通っているのは、このモデル事業に通っている学校だけではなく、ほかの学校からも来ております。新井小、江古田小、江原小以外の小学校から来ている。それで32名になっております。今回、モデル事業を実施を実施する部分については、全部の学校ではありませんので、32名がマックスですので、恐らく十数名になるかと考えてございます。

渡邊委員

ありがとうございました。

小林委員長

ちょっと別の件で、先ほど本校のこだま学級について、鈴木校長先生からいろいろご説明いただきました。21名在籍ということで、数についてはいろいろな捉え方があるのですけれども、本区の中野区特別支援学級、固定学級に比べると、かなり人数は多くなっています。多くなっていく中で、先ほど発表の中にもあったと思うのですけれども、多い中で大変だと思うのですけれども、でも、やってよかったと。やっていて、実際にこういうメリットがあるという、そこら辺を、今、校長先生が実感されている点をお聞かせいただければありがたいと思います。

新井小学校校長

子どもの数が多いということは、非常に学級そのものに活気が出るのです。とにかく子どもたちは仲がいいので、その中で、21人というところの中で、それぞれの障害によって

違いがあるのですけれども、逆にいろいろな個性があるのです。そういう子たちのよさをどんどん引き出して、やっぱりこだま学級の活気、それから活動のよさ、それから大変さも、ほかの学級、通常の学級の子たちからも見てもらう。それから担任たちから見てもらうというところで、学校全体に非常に活気が出てくるかなというところは、私は7年間いる中で非常に感じております。逆に少ないと、非常に孤立してしまう傾向が出てくるのかなというふうには、経験はないのですけれども、ちょっとそういうところもあるかなと思います。

小林委員長

ありがとうございます。

ほかに、よろしいでしょうか。

それでは会議の途中ですけれども、ただいまの協議テーマに関して、傍聴の方のご意見をお伺いするため、傍聴者発言の時間を設けたいと思いますので、ここで定例会を休憩いたします。

午前11時00分休憩

午前11時18分再開

<定例会再開>

小林委員長

それでは、定例会を再開いたします。

引き続き、各委員からご質問、ご発言がありましたら、お願いをいたします。

高木委員

今の傍聴の方の発言の中で、通級から特別支援教室に移行した場合の教育の質の保障というところで、非常に的を射てといたしますか、私もそこがポイントだと思っていることについて、疑問といたしますか、ご意見がありました。

私の長男が今、通信制高校の1年生ですが、小学校のときに、旧沼袋小学校ののびのび教室へ通級をしておりました。ADHD、注意欠陥多動性障害でございます。妻と話をしまして、通級の日には私が西武線を越えて送って行って、西武線はよく踏切があかないので、私は短大の学長をやっているのですが、学長なのによく遅刻したわけで、非常に危ない思いをしたのですが、早く着いたときには、少しのびのび教室の先生とお話をしたりしておりました。中学校に関しては、妻とよく相談をした結果、第七中学校の知的障害学級、D組のほうに進学をしまして、こういうところで、こちらのほうにもよく息子が来て交流活

動をやっていました。

現在、中野区の小学校の児童数が、4月のデータで8,500人ぐらいです。文部科学省が平成22年にやった調査ですと、通常級に在籍している発達に障害がある児童生徒の割合が6.5%というのが新聞報道であったと思います。アメリカ等の調査でも、5から6%というのが大体その数字だなというのが、常識とはいませんが、形になっているかなと。

そうしますと、ざっくり、仮に低目で5%だとしても、430人ぐらい、発達に課題のあるお子さんがいるということですね。そうするとこの資料の平成25年度の通級のお子さんが72人ですから、潜在的には6倍いるということです。もちろん通級指導、あるいは特別支援学級に行くには、保護者の方が自分のお子さんの障害や、ボーダーだと課題を受容して、一步踏み出していただかないといけないのですが、全員が全員、これで特別支援教室に行つて、各教室に行くと、確かにご指摘のように、通わせる手間はかなり減りますし、心理的にも、ほかの学校に行かせるよりはというのがあって、ふえると思います。いきなり6倍に行かなくても、2倍、3倍にはなってくるのかな。そこら辺の読みもまだわからない状況です。

ただ、その中で、本当にご指摘があったように、発達に課題がある子どもたちの質をどうやって担保していくのかは、大きな、大きな問題だと私も認識しております。ただ、一方で、現状ですと一步踏み出せない。私の子どもの場合でも、養育支援の年中さんぐらいに主治医の先生からいろいろ、何回かにわたって、ちょっと医療機関で見てもらったらどうと、やわらかく言われて、やっと背中を押されて、病院に行っても、実際にその診断が出るまで何回も検査をして、3か月、4か月かかりましたか。なかなかやはり、私も教育委員をやっていますし、まだ下の子も小6ですので、学校公開は、自分の子の学校以外でもなるべく見に行くようにしますが、やはり各教室に、このお子さんはちょっと課題があるのかなというお子さんがいます。でも、例えば校長先生とお話をしたりしても、なかなかそういうふうを持っていけないのですよねと多く聞かれるところです。ですから、特別支援教室、いろいろな課題があると思いますが、まず一步、間口を広げていくということで、中野区の教育委員会としては踏み出していきたいなと思います。その中で、また保護者の方のご意見もお聞きしながら、この教育の質をどう担保していくのかというのが一番の課題だなと我々も認識しているところでございます。

教育長

傍聴の方のいろいろな意見を伺って、私どもも、この特別支援教室と巡回指導の今後の

具体的な進め方については、まだまだ検討していかなければいけないことがたくさんありまして、きょうはいろいろご意見をいただいたので、ぜひ参考にさせていただきたいと思っています。

今、高木委員がお話しになりましたように、通級に通われているお子さんは本当に、子どもが対象だと思っているお子さんの本当にごく一部ということになりますし、あと、通級ですので、ふだんは通常級に在籍しながら、通常級の担任が子どもさんの指導をしているという中で、通級学級の教員と通常級の教員が、なかなか意思疎通というか、交流、あるいは子どもにとってどういう指導が必要かというような意見交換ができない中で、全体の底上げをしていく、あるいは指導をきめ細かくやっていくというところで、今までの通級学級の延長というところもあるのでしょうし、あるいは新しい制度を新たに構築していくという意味もあるのだらうと思っています。

先ほど傍聴の方からもありましたように、まだまだPRが足りないですし、私は一般の保護者の方にも、十分この制度を理解していただいて、その中で、新しい教員が巡回して、各学校を回っていくということもきちんと理解をしていただきたいと思いますと思っけていまして、そういう意味では、秋から上高田小学校を中心にモデル事業をやっていくわけですけれども、こうしたことで課題がいろいろ見えてくるということで、何が必要かを引き続き保護者の皆さんや、学校関係者と一緒に話をしていきたいと思っていますところでは。

小林委員長

ほかにいかがでございましょう。

渡邊委員

今、会場からの貴重なご意見を大変多くいただきまして、ありがとうございます。現場を見る必要があるということは間違いないと思いますので、私も見に行きたいと思っております。私はここの場ではなくて、中野区の障害のほうの、今は自立支援の審査会の会長もしているのですけれども、実はこの会は、障害者自立支援法から、今は障害者自立総合法という形に変わってきております。これは民主党政権ができたときから、その障害の判定会議の会長をさせていただいているのですけれども、法律も自立支援というところと総合支援という言葉に変わってきているのです。やはりそれだけ少しずつ日本の国も、ただ障害がある方を自立させるという、支援をするという、確かにそうだったところが、それだけでなく総合的に支援していかなければいけないというふうな形になってきております。そのこともありますし、そういった意味では、国民全体が障害を持つ方に対する理解

を深めていく必要が絶対にあると思っております。

私も障害のある子どもたちの学級、ここであればこだま学級ですけれども、過去10年間ぐらい、その障害学級の宿泊合宿にずっと同行を続けておりました。現在はその体制がなくなってしまったのですけれども、これが行われていた時代はずっと同行させていただいて、三日間、障害のある子どもたちと一緒に過ごさせていただきました。それで、今のご指摘のとおり、非常に、障害と一つに言っても、簡単に言うと身体障害、知的障害、それと精神障害の三つの障害に分かれるのですけれども、そうではなくて、いろいろな不自由を持っている方とか、心もあります。非常にその一つ一つに、全てを理解できる人間を育てるといことはなかなか難しいのも現状だと思っております。

ただ、薄皮がはがれるように、一つ一つ今やれること、今やらなければならないことを見きわめて、一つずつやっていきたいなと思っております。その一環の中で、今ご指摘にあった専門外ということ、これもどうしても全部が専門の人をそろえとなると、児童の数だけ専門の先生をそろえなくてはいけないというような事情にもなってしまうと思うのですけれども、その中で一人一人がスキルをアップしていく方法を考えていかななくてはいけないなと思っておりますし、毎日お迎いのメリット、デメリットというものもあるでしょうけれども、メリットを考えた方法等も十分考えていきたいなと思います。

今回、緊急避難的意味があるのだというご意見をいただいたときには、あまり自分の中にそういった考えがなかったものですから、そういった意味合いの観点から新しいご意見をいただいて、本当によかったなと思っております。

それと、心のケアとか、なかなかそこまでこの場で踏み込んで申し上げることはできないかもしれないですけれども、大切なことは、障害を持っていない学校の先生方が、障害を持っている子どもたちの理解はできない。恐らく僕もそう思っています。なかなか言葉とか、勉強とかというのではなく、本当に現場というか、障害を持った方々と触れ合わなければ、障害を理解することは絶対できないと思いますので、それはやはり、先ほどの、障害総合支援法と言っていたのですが、子どもたちが大人になったときに、障害者を理解できる大人にならなければいけないわけですし、また、その先生たちも、障害のある方に対する理解を進める必要が絶対にあると思っておりますので、それも十分、先生方のスキルということも考えて、そういったことができるように、頑張っていきたいとは思っておりますので、時間はかかりますけれども、一つ一つやっていきたいなと思っております。

小林委員長

今、渡邊委員からも、実際に特別支援教育に直接かかわりを持つことが少ない学校、設置校でない学校ですね。先ほど傍聴者の方からもそういったご発言があったと思うのですが、もちろんこれに対して、ではこうしたらいというの、すぐ答えるのは難しい部分もありますけれども、現状で、例えばそういった教員に対しての研修の体制とか、こういったものはどのような状況になっているか、今ここで話しできる範囲で言うだけとありがたいと思います。

指導室長

先ほど、復籍交流の話をご指導のほうで少し差し上げたのですが、当然、固定の学級が設置されていない学校のほうが多いわけで、そこでの交流というのは、設置されていないこともあり、なかなか難しい面は確かにあります。復籍交流という交流も一つの視点としてありまして、本区でいえば、中野特別支援学校が区内にございまして、近くの小学校や中学校と、復籍のお子さんがあるかないにかかわらず交流している例もありますし、本校にもたしか復籍のお子さんがいらっしゃるとお伺いしているのですが、復籍がいない学校については、そのお子さんの障害の程度によって、間接交流という場合もあるのですが、直接交流している学校もあるかと思っております。

それから教員のほうの問題ですが、東京都は初任初異動は特別支援学級、または島嶼地区への異動が原則ですよということで、教員の採用をしています。したがって、教員として5年、6年、かなり経験を積んで一人前、そういうふうになった教員が2校目で特別支援学級の担任になるということも意図的にやっていますので、そういった意味で、全ての学校で特別支援教育を実施するというのが今の考え方ですので、そういう形で経験を積ませるものもありますし、それに伴って研修制度、本当にニーズが大変、学校現場からも高まっていますし、保護者の方からも先生たちの質の向上というのは言われていますので、研修の時間というのは、ここ数年ふやしていくというのが現状でございます。

小林委員長

ありがとうございます。ほかにいかがでしょう。

大島委員

きょうは区内のいろいろなところからここに傍聴に来ていただいて、本当に多数の方に来ていただいて、ありがたいと思っておりますし、今の傍聴者の方々のご意見も、一つ一つもとてもだなどと思って聞いておりました。現場の特別支援学級の現状を知ることが教育委員に必要ではないかというご意見がありまして、全くそのとおりです。我々教育

委員も、日ごろからいろいろな小学校、中学校の学校の様子を見に行ったりということはよくやっているのですけれども、特別支援学級もよくいろいろな学級の視察といたしますか、様子を見に行っております。私もいろいろな場面が思い起こされまして、とにかく先生がすごく熱心に一人一人に合わせて指導していらしたなということとか、やはり個別にそのお子さんの状況が違うので、それぞれに教科書を広げて教えている場面ですとか、あるときにはすごい刺繍をやっていて、何か作品展に出すというようなときだったと思いますけれども、もう物すごくすばらしい芸術作品みたいな刺繍をやっていて、やはりそのお子さんにとってすごく芸術的な才能があるというのもあるのだなと感心したり、あと、弱視のところの学級では、教科書をすごく拡大コピーしたようなものを使ってやっていたり、いろいろ工夫されている場面を見たりとか、今いろいろな場面を思い出しました。

それで、先ほどのご意見の中で、今度の新しいやり方というのが単に親の送り迎えを楽にするためみたいなことであってはいけないというご意見があって、本当に全くそのとおりで、子どもさんのために充実した指導ができるかどうかということが必要なわけです。その点で、1人の先生で行くのでしょうか、それでは充実した指導は無理ではないですかというご意見があったりして、私もちょっとその辺はどうなのだろうなと思っている部分なのです。いろいろな疑問もあるのですけれども、とにかくまずモデル事業が始まるということですので、それでやってみていただいて、メリットがあればそれを伸ばすし、やはりおかしいなというようなところは、また話し合って改善するというようなことで、とにかくそれで進んでみようということがいいのではないのかなと今は思っております。

それから、発達障害で不登校になっていらっしゃるという子どもさんのことが出ましたけれども、今はほとんど支援というものが無いのだというお話でした。不登校ということに関しては中野区でもフリーステップルームというのを南と北でつくっていることはご承知かと思えますけれども、私もどんなことをやっているのかということで、見に行ったりもしております。そこではそこですごく一生懸命、指導の先生たちが、何とかとにかくそこまで出てきてくれて、人とかかわりというの、とにかく少しずつつくってくれて、願わくば学校に復帰できるというのだけれども、でも、そんなに無理強いはいらないというようなことで、一生懸命やっというのなども拝見しているのですが、発達障害もあってということだと、本当に難しい面があると思います。支援がないというか、薄いというのは、本当に区としても不足しているところだと思ひまして、その点をもっと充実するように考えていかなければいけないなと思ったところです。本当にいろいろな、本当

に有益な、それで実態に基づくご意見をいただきまして、ありがとうございました。

小林委員長

鈴木校長先生、先ほどのご説明の中に「お招き給食」というものがあつたと思うのですが、これは通常級の子どもがこだま学級に行くという。そういう状況なのでしょうか。

新井小学校校長

該当学年の子たちだけが交流というのではなくて、やはり全校児童がそういうかかわりを持つということで、そこの意識というのが、通常の担任たちがなかなかそこまで気がつかないのですよね。そこはやはりこの交流委員会という組織の中で一つ課題を見つけながら、ぜひ3年生が交流がないということはいけないということで、自分たちみずからそういう場面を設定していきましたね。やはり先ほども指導室長が言ったとおり、やはり教員たちの意識、それから区もいろいろな研修、それから都のほうも新規採用の決まった教員たちが、ことしも1月15日に体験で20名来ました。ですから、今これから教員になろうという教員たちは、特別支援教育の本当に重要性なり、自分でチャレンジしていきたいという教員たちもいますので、やはりそういうところを見出してやっていくところが、うちのポカッとあいた学年の、私みたいな古い経験の中で、これは気がつかなかつたなどいうところでもありますのでね。やはりそういうところは若い先生たちの中からもそうやって出てきたということで、私としては非常に感謝するなり、交流が一段と図っているなどいうところは実感しています。

小林委員長

私は先ほど校長先生からのお話を伺って、通常、特別支援学級の子どもたちが普通学級に出向いくという。そういうのが何か当たり前ようになって、それが逆に普通学級の子たちがこだま学級を訪ねてという。これは何気ないことですが、意外と行われていないことだと思うのですね。そういう発想の転換というのですかね。意識を変えていくのでしょうかね。そういうフレキシブルな対応というのは、特別支援教育の場合、何となくそこに段差が今まではあつて、そこを埋められない状況が現実にあつたのかなと思うのですね。ですから、今回の巡回指導に関してもちょっと似たような状況があつて、今までは通っていくという。これも一つの、決して否定するものではなくて、成果はあつたと思うのですけれども、そこに今度はそのまま学級にいて、そして指導者側が訪ねるという発想も、もちろんきょうお話を伺っていて、まだまだ体制にはいろいろな課題もあろうかと思ひますけれども、やはりいろいろな形を、子どもたちにとって何がいいかということ、

やはりこれからいろいろとやっていく必要があるのではないか。そういう点では、今までの限られたというか、決まりきった発想を少し展開していく必要があるのかなと、きょうは私も非常に勉強になりました。

ほかに、いかががございましょうか。よろしいでしょうか。

きょうは特別支援教育をテーマにして、こういう形で地域での教育委員会を持たせていただきました。多くの傍聴の方にお見えいただきまして、いろいろ貴重なお話も伺うことができました。教育委員会としては大変有意義だったなと思っておりますし、その中でいろいろ、今後、事業を進めていくに当たって改善をしたり、また検討を重ねていったりということも幾つかあったと思います。

きょうは総じてやはり非常に強く感じたことは、当然、特別支援教育の内容、一人一人の子どもによってさまざまな状況がありますので、その多様性にいかに対応していくか。一つ多様性というのが、私自身大きくテーマとして感じました。

さらに今のお招き給食ではありませんけれども、やはり今まで当たり前のようにしてやってきたことを、よいところは継続するにしても、少し発想を変えるような柔軟性というのでしょうか。そういったものをこれから、これは特別支援教育だけの話ではないのですけれども、やはりこの柔軟性というものをもっともっと追求していく必要があるのかなと感じました。

それから、さまざまなことを進めるに当たっても、一過性であってはならないし、どれだけ積み重ねていくかという継続性ということも重要だと思います。そういう点で多様性であるとか、柔軟性であるとか、継続性であるとか、そういったことを一つ念頭に置きながら、今後、中野区の特別支援教育の充実を子どもたちの視点に立ってどういうふうに展開していくか。これから頑張っていかなければいけないなという思いを新たにしたところでもあります。

それでは、以上で、特別支援教育の現状と今後のあり方をテーマにした協議については、終了させていただきたいと思っております。それでは、これで協議事項を終了いたします。

<報告事項>

<委員長、委員、教育長報告>

次に、委員長、委員、教育長報告に移ります。私から5月16日の第15回定例会以降の委員の主な活動について一括してご報告をさせていただきます。

5月21日水曜日、平成26年度中野区幼稚園教育研究会総会。これには高木委員と田辺教

育長に出席をしていただきました。5月22日木曜日、昨日でございますが、平成26年度中野区立中学校PTA連合会総会、懇親会がございました。総会には大島委員、田辺教育長と私が出席させていただきました。懇親会には渡邊委員、大島委員、田辺教育長に出席させていただきました。

この2点については一括して報告いたしました。私からはちょっと補足で、個人的なことになりますけれども、私はこの週末に研究会というか、学会の関係で関西を訪れました。たまたま日曜日、いろいろなことがあって京都に宿泊をすることになりまして、夜、町を歩いていたのですが、ちょうど京都は修学旅行生を駅などで多く見かけました。たまたま旅館の前を通りましたら、中学生が非常に熱心に清水焼なのでしょうか、絵つけをしていました。大変お行儀よくやっていたので、どこの中学校かなと思って看板を見ましたら、中野第八中学校と書いてありました。全くの偶然でありまして、熊谷校長先生にご挨拶をしました。普通、修学旅行というともうわくわくして興奮気味の子どもたちなのですが、熱心に取り組んでいたのが大変印象的でありました。期せずして修学旅行の視察をしたという、そんなご報告をさせていただきたいと思います。

それでは、何かほかに補足することがありましたら、お願いいたします。

渡邊委員、お願いします。

渡邊委員

私は昨日、中野区立中学校PTA連合会の総会ではなくて懇親会のほうに参加させていただきました。今回の全ての先生方とお話しできたわけではないのですが、一部の学校の校長先生、PTA会長さんと懇親会でざくばらんいろいろなとお話しすることができました。また、中P連のほう新しい体制に変わったということで、今回の会長さんも非常に活気のある方で、PTA連合会とのつながりというのは非常に大切に思いますので、今後、活躍を期待できるなど実感しました。

特に今回、小中の連携に対しても、PTAも積極的に協力している体制のことを幾つか教えていただきました。また、若宮小と大和小がくっついて、小P連はそうなのですが、くっついて一つの学校になるということで、PTAもそこにくっついていろいろな行事を行うと。それで中学校のPTAのほうもそれに協力するというような形で、小P連、中P連だけではなくて、中Pと小Pも非常に連携をとってきてくれているということがお話の中であげましたので、これからはどうぞ頑張ってお協力よろしくお願いします、この場を借りて申し上げたいと思います。

小林委員長

では、大島委員。

大島委員

私も昨日の中学校PTA連合会の総会と懇親会に出席いたしました。総会のほうは新しい会長さんとか役員を選んだり、事業計画を承認したりとかいうようなことで粛々と進んだのですけれども、懇親会のほうは食堂に場所を移しまして、大変にぎやかで、かつ盛り上がり行われていました。中野ではPTAの活動が非常に活発で、特に学校とPTA同士のつながりというのがすごく強くて、連合会としても、組織としてもすごくがっちりして、きずなの強い団体なのですけれども、毎年、中学校だったら各中学校の施設を役員の方たちみんなで各校全部回って、いろいろと問題点を指摘したり、改善の要望が出たりするぐらい熱心に行っているのですけれども、きのうは各中学校ごとの紹介というのが行われまして、例えば三中とか四中とか、それぞれの学校ごとに校長先生やPTAの会長さん、役員の方などが出てきて、その学校の紹介とか自慢とかをそれぞれやっていたのですけれども、すごく盛り上がり大変楽しかったです。以上です。

小林委員長

高木委員。

高木委員

私は5月21日の水曜日、教育センターで行われた中野区幼稚園教育研究会の総会に出席させていただきました。総会ではご挨拶をさせていただいて、議事にも陪席させていただきました。

総会の終わった後は講演ということで、日本体育大学の教授の白旗和也先生という方のご講演で、今こそチャンス運動遊びというテーマでご講演をいただきました。白旗先生はもともと小学校籍の教員で、幼稚園や中学校でもかかわったことがあって、文部科学省の仕事で「幼児期運動指針」というものをまとめられて、現在は日本体育大学体育学部の教授をされているということです。中野区の幼稚園関係は、今回、ご講演は初めてということなのですが、小学校や中学校の研究授業では大変お世話になっている方ということでございます。その先生が幼稚園から大学まで教育にかかわって、やはり今、体力向上ということで、幼稚園が一番重要だと実感されているというお話をされていました。冒頭、いきなり質問タイムで、お父さん、お母さん方ですが、体力に自信がある、中学高校で運動部、部活に所属していた、1週間に1回30分以上運動をしているの三つの質問で、ここで肯定

的な答えをした保護者の子どもほど、幼児期の体力の結果が高い。ですので、オリンピック選手とかは別にして、子どもの能力の多くは環境で育まれるということを非常に重視していました。

私に振り返ってみますと、現在は毎朝ラジオ体操をしたり、縄跳びを500回跳んだり腹筋をしたりしていますが、子どもが小さいころは、実は今より5キロ太っていて、あまり運動をしていなかったの、それを考えると、子ども2人もちょっとだめだめだったかなと。現在は、上の高1の子どもは無理やり、つきあわないと小遣いをやらないとあって、毎朝同じように腹筋50回、縄跳び500回、ラジオ体操をさせております。

あと、特に中学校、高校で女子の運動離れが顕著なので、これをとめていかないと、ひいては日本の少子化までとまらないと。非常にいろいろな示唆に富んだ、非常にわかりやすく、かつためになる講演でございました。私は以上でございます。

小林委員長

では、田辺教育長。

教育長

委員長にご報告していただきましたので、特にございません。

小林委員長

ほかに何かご報告、よろしいでしょうか。

渡邊委員

では、ちょっとだけ。今、高木委員が体力のお話をさせていただきまして、私は学校医もしているものですから、入学後の学校健診が行われました。1年生から6年生まで全て健診は終わったのですけれども、そこでその学校の生徒たち全員にお会いすることができました。

今、そういう意味では、学校の現場、一つの学校ですけれども、中野区の子どもたちはとても健康な子が多くて、とても安心しました。ただ、体力的にどうなのかという話なのですけれども、昨年度は中P連のほうで、今どきの子どもたちというお話をさせていただいたときに、今までのことを、過去を調べて小学校の子どもたちの体力が本当になくなったのかというお話をさせていただきました。そのときに調べた結果、子どもたちはずっと伸び続けているのです。ですから、体力がなくなったという言い方はおかしくて、全ての子どもたちは身長も大きくなっている、学力も増している。そして、体力も増しているというのが本当の現実だと思います。ですから、ますます学校教育をよくして、さらに健康

な子どもたちができたらいいなと思いました。ちょっと教育委員会とは違うのですけれども報告させていただきます。

小林委員長

ありがとうございます。それでは、事務局からの報告事項はございますか。

副参事（子ども教育経営担当）

ございません。

小林委員長

以上で報告事項は終了いたしました。本日は多くの皆様に教育委員会を傍聴していただきまして、ありがとうございます。今後とも中野区の教育行政にご理解とご協力をお願い申し上げます。それでは、傍聴の方につきましては、ここでご退室をお願いいたします。

それでは、定例会を休憩します。

午前 11 時 53 分休憩

午後 3 時 20 分再開

小林委員長

それでは、定例会を再開します。

新井小学校の授業視察、お疲れさまでした。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、教育委員会第 16 回定例会を閉じます。

午後 3 時 20 分閉会